新潟県・福島県における集中豪雨で被災されたご契約者の皆さまへ

2011年8月1日 au 損害保険株式会社

新潟県・福島県における集中豪雨により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。 このたび、新潟県・福島県における集中豪雨による被災について、以下の地域で災害救助 法の適用が決定されましたのでご案内いたします。

適用地域にお住まいのご契約者の皆さまには、「災害救助法適用時の特別措置」が適用となる場合がございますので、下記の『au 損保お客様サポートデスク』までお問い合わせ下さい。

■災害救助法適用市町村(法適用日)

[新潟県]

新潟市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、十日町市、五泉市、魚沼市、南魚沼市、南蒲原郡田上町、 東蒲原郡阿賀町、長岡市、見附市、上越市、阿賀野市(7月 29日)

[福島県]

喜多方市、南会津郡只見町、南会津郡桧枝岐村、南会津郡南会津町、耶麻郡西会津町、河沼郡会津坂下町、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町(7月29日)

■ご照会窓口

au 損保	お客様サポートデスク	$0\ 8\ 0\ 0\ -\ 7\ 0\ 0\ -\ 0\ 6\ 0\ 0$
		営業時間:9時~21時(年末年始を除く)

以上